

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

2016年（平成28年）6月29日

藤沢市監査委員	青	柳	義	朗
同		中	川	隆
同		柳	田	秀
同		栗	原	義
				夫

第1 請求のあった日及び請求人

2016年（平成28年）5月18日

請求人 （省略）

第2 請求の内容

藤沢市長に関する措置請求の要旨（1は原文のとおり。）

1 措置請求の要旨

情報公開システム運用の為に、毎年約60万円（資料1）の文書目録公開用サーバ管理業務の予算が毎年同様額で計上されている。しかしながら、その情報公開システム（資料2）について、平成13年から現時点までのアクセス件数は17400である。14年間として、単純計算では、年約1200件、月約100件、日約3件である。実施機関はアクセス分析や文書目録登録件数等の現状を把握していないと推認する。

藤沢市には、国立公文書館刊アーカイブズ第51号「豊田市の情報公開と行政文書の管理（資料3）」2頁「3. 2 豊田市情報公開用行政文書目録検索システム（資料4）」にあるような表1文書件名公開スケジュール（毎月）」もなく、目録登録作業についての情報を公表していない。情報公開システムの登録目録情報が最新（平成26年度まで）でないため、タイムリーな情報が入手出来ない。さらに、不思議なのであるが、保存期限が過ぎた文書の目録削除作業は毎年実施されている。市民にとっては、保存期間切れ文書目録は貴重な情報であることの認識がなく、意味のない作業に無駄な予算が計上されている。

よって、監査委員には、藤沢市長の文書目録公開用サーバ管理業務予算の支出が、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に抵触しており、費用対効果の観点からも、財務会計上不当な支出であると言えるので、勧告を行うなどの必要な措置を講じるよう求めるものである。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙資料を添えて請求する。

2 事実証明

- 資料1 平成28年度予算の概況（60頁）
- 資料2 藤沢市情報公開システム
- 資料3 豊田市の情報公開と行政文書の管理
- 資料4 情報公開用行政文書目録検索システム（豊田市）

第3 請求書の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備したものと認め、2016年（平成28年）5月18日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述内容の全趣旨を勘案し、平成28年度の文書目録公開用サーバ管理業務予算の支出が相当の確実さをもって予測される場合とし、地方自治法第2条第14項の規定に違反し、財務会計上違法又は不当なものといえるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部課

総務部IT推進課、市民自治部市民相談情報課

3 請求人の証拠の提出

請求人は、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、2016年（平成28年）6月3日、同月8日、及び同月17日に証拠を提出した。

6月3日に提出された証拠書類は、次のとおりである。

- 資料1 平成25年9月10日総務常任委員会（陳情）会議録
- 資料2 平成26年2月25日総務常任委員会（陳情）会議録
- 資料3 平成26年6月12日総務常任委員会（陳情）会議録
- 資料4 平成27年12月9日総務常任委員会（陳情）会議録
- 資料5 平成28年度公開目録検索（監査請求）
- 資料6 平成27年度監査結果
- 資料7 平成27年度公開目録検索（監査請求）
- 資料8 平成26年度監査結果
- 資料9 平成26年度公開目録検索（監査請求）
- 資料10 文書情報
- 資料11 平成21年度監査結果
- 資料12 平成21年度公開目録検索（監査請求）
- 資料13 文書情報
- 資料14 文書情報

- 資料15 平成26年度公開目録検索（随意契約）
- 資料16 同上
- 資料17 フォルダ目録（随意契約結果報告書）
- 資料18 フォルダ目録（随意契約）
- 資料19 文書情報
- 資料20 文書情報
- 資料21 フォルダ目録（随意契約）
- 資料22 文書情報

6月8日に提出された証拠書類は、次のとおりである。

- 資料23 藤沢市の人口と世帯数
- 資料24 情報公開用行政文書目録検索システム（豊田市）
- 資料25 平成26年度主要な施策の成果に関する説明書
- 資料26 藤沢市行政評価平成25年度事務事業評価シート（平成24年分）
- 資料27 国立公文書館 2010.3アーカイブズ vol. 39
- 資料28 平成12年度以前の文書目録（監査事務局）
- 資料29 藤沢市情報公開システム
- 資料30 藤沢市情報公開システム
- 資料31 検索結果一覧（監査請求）
- 資料32 文書情報
- 資料33 文書情報
- 資料34 検索結果一覧（随意契約）
- 資料35 文書情報
- 資料36 文書情報

6月17日に提出された証拠書類は、次のとおりである。

- 資料37 文書事務の適正な執行について（依命通達）

4 請求人の意見の陳述

請求人は、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、2016年（平成28年）6月17日に意見の陳述を行った。

5 関係職員の陳述

監査に当たり、2016年（平成28年）6月17日に市長から書面による陳述書の提出があり、監査事務局職員が陳述書の代読を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部課に対する監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 文書目録公開用サーバ管理業務

ア 業務委託の内容

情報公開システム機器が安定して稼働できるよう、管理を外部に委託しているものである。具体的な業務委託内容は次のとおりである。

(ア) 情報公開システムで利用しているサーバ機器の設置及び稼働に必要な環境の提供

(イ) システム障害発生時の連絡

(ウ) 緊急時等のシステム停止

イ 支出状況

平成27年度の当該業務の委託金額は615,600円で12回の部分払いとしている。1回あたりの支払金額は51,300円で、支出年月日は平成27年5月29日、同年6月26日、同年7月29日、同年8月28日、同年9月30日、同年10月30日、同年11月27日、平成28年1月8日、同年同月29日、同年2月26日、同年3月30日及び同年4月27日である。

平成28年度における、委託金額、部分払いの回数及び1回当たりの支払金額も同様で、支出年月日は、平成28年5月27日である。

(2) 情報公開システム導入の経緯

情報公開システムは、藤沢市情報公開条例の趣旨に則り、積極的な情報公開制度を推進するために、平成13年度の統合OAシステム導入時に導入されたもので、当時、情報公開システムではフリーワード検索のみの機能を有し、ガイド・フォルダーは公開されず、目録情報のみの公開で運用されていた。

その後、平成18年度の職員ポータルへの更新時、利用者がより使いやすいシステムにするため、「ガイド・フォルダー検索」機能を新たに加え、年度・課名・ガイド・フォルダーから階層的に検索できる機能が追加された。また、アクセスカウンタもこの更新のタイミングで導入されたが、市内部で活用する目的等で追加されたもので、一般に公開されなかった。

アクセスカウンタが藤沢市情報公開システムのトップページに表示されたのは、平成24年度の更新時である。

(3) 情報公開システムの運用等

保管された文書の目録情報は、所管の課等及び市民相談情報課の確認作業終了後、情報公開システムで公開される。

平成26年度中の保管文書については、次年度の2月23日にまとめて公開された。しかし、平成27年度中の保管文書については、公開までの期間を短縮し、当該年度の前期分（4月1日から9月30日まで）の保管文書については、平成28年6月3日に公開された。

なお、今後の公開予定は、情報公開システムによると次のとおりである。

ア 平成27年度後期分（10月1日から3月31日まで）の保管文書については、平成28年7月公開予定

イ 平成28年度4月1日から6月30日までの保管文書については、平成

28年9月公開予定

ウ 平成28年度7月1日から9月30日までの保管文書については、平成28年12月公開予定

エ 以降は3箇月ごとに更新

平成24年度からのアクセス件数の累計は、平成28年6月16日時点で17,743件である。

2 監査委員の判断

請求人は、①実施機関は、アクセス分析及び文書目録登録件数等の現状を把握していないと推認する。②藤沢市には、豊田市情報公開システムにあるような文書件名公開スケジュールもなく、目録登録作業についての情報を公表していない。③情報公開システムの登録目録情報が最新でないため、タイムリーな情報が入手出来ない。④保存期限が過ぎた文書の目録削除作業は毎年実施され、市民にとっては、保存期限切れ文書目録は貴重な情報であるとの認識がなく、意味のない作業に無駄な予算が計上されていることが、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に抵触し、財務会計上不当な支出である旨主張する。

しかし、第2 請求の内容 2 事実証明 資料1平成28年度予算の概況(60頁)に記載されている文書目録公開用サーバ管理業務の予算額615,600円は、第5 監査の結果の1 (1) 文書目録公開用サーバ管理業務で述べたとおり、情報公開システムで利用しているサーバ機器の管理を委託するために要する経費であり、その委託内容と、上記①から④までの請求人の主張とは関連がない。

また、この業務は、第5 監査の結果の1 (2) 情報公開システム導入の経緯で述べたとおり、藤沢市情報公開条例の趣旨に則り、積極的な情報公開制度を推進するために、文書目録を検索できるシステムを円滑に運用する上で必要不可欠なものである。そうすると、上記請求人の主張をもって、本件文書目録公開用サーバ管理業務の支出が地方自治法第2条第14項の規定に違反し、財務会計上違法又は不当なものであるとは認められない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、文書目録公開用サーバ管理業務に係る支出が財務会計上不当であり、勧告を行うなどの必要な措置を講ずるよう求めた措置請求は、第5 監査の結果の2 監査委員の判断で述べたとおり理由がないから、これを棄却する。

以 上